

■ 入札説明書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	15	第6	4		(1)	ア			建設一時支払金	建設業務の内の『備品』とは、要求水準書資料7、及び資料7-2に示すものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	16	第6	4		(1)	イ			割賦料	割賦料の対象となる備品は、要求水準書14Pに記載されている市専用備品と共用部備品と理解してよろしいでしょうか？	要求水準書p14の「市専用備品」「共用部備品」は、小学校給食センターにおいて、事業者が整備する備品を示したものです。 「割賦料の対象となる備品」についてはご理解のとおりですが、「割賦料の対象となる備品等」としては、「厨房機器の調達、設置」が含まれます。
3	入札説明書についての質問回答(第1回)	3							NO.30	運営備品等調達業務の対価	運営備品等調達業務の対価が運営業務に含まれるとの回答ですが、運営業務の対価は、15年間の委託料としてのサービス購入費であり、備品調達の費用がここに含まれることは、事業者にとって負担が大きすぎるのではないのでしょうか。建設費に入れるべきと考えますが、見解をご教示ください。	運営備品調達業務は、運営業務を行うに当たって発生するものであり、運営業務と一体のものと考えます。 また、運営業務、建設業務のどちらに含まれるとしても、調達金利を除いた負担は変わりません。

■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
1	要求水準書	3	第1	5	1)						施設要件	4又は5クラス(栄山・野沢・久栗等)の少人数の小学校はクラス別に食事を取るのでしょいか、若しくは一クラスに集まって食事を取るのでしょいか。	食事方法は、各年度の各学校の方針によります。このことから、平成23年度では、栄山小学校では各クラスで、野沢小学校が一か所、など学校により異なります。資料17をご参照ください。	
2	要求水準書	3	第1	5	1)						施設要件	小柳小学校はエレベーターが設備されており、配膳員は基準に従って2.5時間×2名を予定すればよいのでしょいか。	資料17には参考として現在の配膳員の勤務体制を示しています。配膳員の配置人数・時間は提案に委ねます。	
3	要求水準書	3	第1	5	1)					1	対象校	・対象校で示されている学校で現在給食自校方式のところの配送業務について、コンテナの搬入口がなく、配送車を接車し搬入できないのですが、どのように搬入をお考えでしょいか。 ・また、市にて改修の予定はあるのでしょいか。	運営開始までに市が搬入口を設置する予定です。	
4	要求水準書	3	第1	5	1)					1	対象校	対象校で示されている学校で現在給食自校方式のところの配送業務について、コンテナの搬入口がなく、配送車を接車し搬入できないのですが、どのように搬入をお考えでしょいか。	要求水準書についての質問回答(第2回)No3回答をご参照ください。	
5	要求水準書	3	第1	5	2)		ア				献立	第1回目の質問回答要求水準書No.2にて、中学校の事前予約によるA、Bメニューの提供とありますが、小学校と同様に学校単位との理解でよろしいでしょいか。	中学校は、生徒一人一人の事前の予約によるAメニューとBメニューの2つの献立を、同じ日に各校へ提供しますので、小学校と異なり、同じ学校の各クラスに2献立(食缶等も2種類)が提供されます。	
6	要求水準書	13	第2	3	3)	(3)	ア				施設構成	「衛生面・機能等に支障がなければ施設の構成の変更も可とする」とありますが、円滑な調理業務のために「上処理室」と「調理室」を室として区切らず、一体的に提案してもよろしいでしょいか。	可能です。	
7	要求水準書	12	第2	2	3)	(1)	ア	⑤			配送車庫	要求水準についての第1回質問回答のNO.14にて、配送車は敷地外に置くことは可能との条件提示がありました。配送車の車庫の設置は要求水準のとおり設置が必要との理解でよろしいでしょいか。要求水準の変更が無いこと、PFI事業終了後の事業継続において配送車両の車庫が無い場合の不具合があると考えますので、車庫の設置は必須であることの確認をさせていただきます。	配送車車庫の設置は要求水準書のとおり必要です。また配送車については、要求水準書についての質問回答(第1回)No14回答もご参照ください。	
8	要求水準書	12	第2	2	3)	(1)	ア	⑧			要求水準の対象範囲	平成23年1月31日、要求水準書(案)についての質問No.22の回答で、中学校給食センターの駐車場部分の立体化に対し事業者の提案に委ねるが建築基準法ほかの法令等に適合する必要がある、とあります。上記、駐車場を立体化し建築基準法へ適合させるにあたり、中学校センターへの既存遊及が発生した場合、建物の改修を行うことは可能と考えてよろしいでしょいか。	既存遊及は想定していません。	

■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
9	要求水準書	16	第2	3	3)	(6)	オ				ゴミ置場	要求水準書の外構計画にゴミ置場の記載がありますが、要求水準書資料6、屋外施設にはゴミ置場の記載がありません。 また、要求水準書資料6、事務エリア・管理諸室には生ゴミ置場の記載があります。 ゴミ置場と生ゴミ置場を内部及び外部に各1ヶ所ずつ設ける必要がありますか。	資料6の屋外施設に、「一般ごみの「ゴミ置場」を追加します。 なお、要求水準書第8の4の(2)の工のとおり、学校から回収した残菜については、脱水処理等による減容化を行い市に引き渡すまでの間保管する必要がありますので、このことについて臭気等の対策にご留意のうえ、ご提案くださるようお願いいたします。	資料6
10	要求水準書	16	第2	3	3)	(6)	オ				ゴミ置場	要求水準書の外構計画にゴミ置場の記載がありますが、平成23年1月31日、要求水準書(案)についての質問 No.58 質問の内容:「生ゴミについての保管場所は事業者提案としてよいかご教授ください。」 回答:「ご理解のとおりです。」とありますが、ゴミ置場を必ずしも屋外に独立して設けなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書についての質問回答(第2回)No9回答をご参照ください。	
11	要求水準書	16	第2	2	3)	(6)	キ				門扉・フェンス等	・「門扉・フェンス等について、敷地外からの人の侵入を防ぐよう配慮し、かつ圧迫感の少ないものとする」とありますが、対象の範囲は中学校給食センターも含むとの理解でよろしいですか。  ・またその場合、中学校給食センターの荷受や配送の部分については、門扉が必要となるのでしょうか。	・前段については、ご理解のとおりです。  ・後段については、小学校給食センターと中学校給食センターの敷地境界のフェンス等は不要です。なお、整備にあたっては、中学校給食センターについては、2階部分(配送と荷受)の出入口は既存のチェーンを活用することで新たに門扉を設置する必要はありませんが、その他の部分については、既存のフェンス等を活用し、小学校給食センターと一体的に整備してください。	
12	要求水準書	20	第2	2	4)	(3)	イ	a	(d)		空気調和・換気設備	外気を取り込む換気口には高性能フィルター(及び前置フィルター)を設置することとありますが、給食エリア以外(事務エリアなど)へ外気を供給する換気口には高性能フィルター(及び前置フィルター)は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
13	要求水準書	20	第2	2	4)	(3)	イ	a			HEPAフィルター	第1回目の質問回答No.47にて、HEPAフィルターを必須と回答されていますが、HEPAは洗浄等による再生利用は不可であり、交換した後は通常、焼却処分となるため、CO2を発生させることとなります。環境面から中・高性能フィルターの採用を再度、ご検討頂けませんでしょうか。	フィルタの性能及び設置箇所については、衛生面及びメンテナンス性を十分に考慮した上で、事業者の提案に委ねます。 また、要求水準書を以下のように修正します。(下線部修正) 「(d) 外気を取り込む給気口等は、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えたものであること。なお、フィルターの性能及び設置箇所については、衛生面及びメンテナンス性を十分考慮したものとし、洗浄、交換及び取り付けが容易に行える構造であること。」	

■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
14	要求水準書	20	第2	2	4)	(3)	イ	a	(d)		フィルター等	要求水準書(案)についての質問解答No.75についての回答「HEPAフィルタ」は誤解があり、HEPAフィルタではクリーンルームレベルの過大設計になる恐れがありますが、貴市のお考えはいかがでしょうか。要求水準書原案のまま、集塵効率については「重量法」99%以上を有する中・高性能フィルタとご修正いただけないでしょうか。(第1回質問No.47でも指摘あり)	要求水準書についての質問回答(第2回)No13回答をご参照ください。	
15	要求水準書	21	第2	2	4)	(3)	イ	b	(j)		衛生器具設置	「各便所にはハンドドライヤーを設置すること」と記載されておりますが、「ペーパータオル」の設置では可能でしょうか。	要求水準書についての質問回答(第1回)No50～52回答をご参照ください。	
16	要求水準書	27	第2	3	3)	(3)	イ	(ア)	b		冷蔵庫、冷凍庫	前日納品用冷蔵庫、冷凍庫は他の冷蔵庫、冷凍庫(野菜類、肉類、魚類)と兼用しても宜しいでしょうか。	兼用はできません。	
17	要求水準書	27	第2	3	3)	(3)	イ	(ア)	b		冷蔵庫、冷凍庫	前日納品用の冷蔵庫と冷凍庫は、その他の冷蔵庫類で充分な収納容量が確保できている場合、必ずしも設置する必要はなくても良いですか？	必ず設置してください。	
18	要求水準書	29	第2	3	3)	(3)	オ				洗浄・消毒・保管の機器	・洗浄業務の一部(食器洗浄又は食缶洗浄等)若しくは全部を中学校に統合する提案は可能でしょうか。 ・また、洗浄業務の稼働時間(開始時間・終了時間)には制約はあるでしょうか。	・前段については、小学校給食の食器洗浄や食缶洗浄等は小学校給食センターで実施してください。 ・後段については、洗浄業務の稼働時間(開始時間・終了時間)については、制約はありません。	
19	要求水準書	40	第6	2		(1)					試運転・設備機器操作習熟等	中学校給食センターは、開業準備期間は稼働中となりますが、準備期間に使用した水光熱費はどのように計算されますか。	中学校給食センターの調理場では、中学校の給食調理業務と事業者の準備業務を同時に行うことはできません。光熱水費の算定は、1日当りの使用量を基に算定する予定ですが、詳細は今後検討します。	
20	要求水準書	41	第6	2		(3)	イ				DVD	DVDは、開業後3ヶ月以内に提出するとありますが、事業期間中に内容の検討及び改訂をおこないますか。	改訂を行う予定はありません。	
21	要求水準書	53	第7	6		(5)					敷地内除雪業務	敷地周辺道路(車道及び歩道)に対する、市の除雪作業実施基準(実施条件、除雪方法、頻度、実施時間等)がありましたらご教示下さい。	市の除雪に係る実施基準については、青森市ホームページで公表している「平成22年度除排雪事業実施計画」をご参照ください。なお、西部工業団地の道路は幹線道路に位置付けられています。	
22	要求水準書	56	第7	7		(2)	オ	(ウ)	c		中学校給食センター修繕更新	第1回目の質問回答No.109にて、結露が認められた場合は、設備・機器の更新を伴わない範囲での改善が良いとありますが、更新だけでなく、部材等を用いる修繕も業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
23	要求水準書	57	第7	7		(2)	オ	(オ)	d		受水槽	dの項目でいうところ定期点検とは具体的には何を指すのか？ 例 ・水質検査を年3回実施する？ ・簡易専用水道法に基づく特定検査機関による検査とすると年1回と思います。 ・外観点検などの点検とすると水道法の基準項目とは具体的になにをさすのか？	水道法に基づく年1回の定期検査を含み、合計年3回の検査、点検を実施してください。	
24	要求水準書	57	第7	7		(2)	オ	(オ)	d		受水槽	受水槽の定期点検は年3回、水道法の基準項目について行うこととありますが、水道法における水質検査の事を示すのでしょうか。	水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理にかかる検査を示します。	
25	要求水準書	59	第7	8		(1)	ア				エネルギー管理支援業務	「(中学校センターに関して)使用エネルギーの記録・統計・分析を行うこと。」とあり、要求水準書についての質疑回答No.118で「エリアごとに区分されていないが、本事業ではエリアごとに記録すること」という旨あるのですが、同No.11にて「中学校センターの改造は想定していない」とも記載あります。エリア毎ではなく使用エネルギー毎という理解でよろしいでしょうか。	中学校給食センターの改造は想定していませんが、使用エネルギー量を按分するなど、エリア毎の記録・分析を行ってください。	
26	要求水準書	59	第7	8		(1)	ア				エネルギー管理支援業務	・要求水準書についての質問回答(第1回)のNo.118の回答では、「中学校給食センターの使用エネルギー量の記録はエリアごとに区分されていません」とありますが、中学校給食センターでは、既存の設備で確認できる使用エネルギー量の記録で足りるとの理解で宜しいでしょうか。  ・エリアごとの記録が必要な場合には、エリアごとに系統が区分され、記録に必要なメーターなどが設置されており、特段の改造などは必要ない、或いは市にて改造していただけたとの理解で宜しいでしょうか。	・前段については、要求水準書についての質問回答(第2回)No25回答をご参照ください。  ・後段については、現在の中学校給食センターにおいてはエリアごとの区分はありませんが、将来の必要性については提案に委ねます。	
27	要求水準書	60	第7	9							警備業務	要求水準書についての質問回答(第1回)のNo.121にて、現状の中学校給食センターの警備内容など開示する予定は無いとのことでした。センサの配置場所や入館方法、警備開始の要領は事業者提案に基づくものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
28	要求水準書	64	第8	1		(4)	ア				配置すべき責任者等	ボイラー運転管理者は、小学校センターにおいては必要に応じて配置とありますが、配置する必要があった場合、中学校センターボイラー運転管理者との兼任は可能でしょうか。	可能です。	
29	要求水準書	69	第8	2		(4)	イ	(イ)			食材調達支援業務	「食材調達支援業務」には栄養士等の有資格者が担当しますか。	栄養士等の有資格者である必要はありません。	

■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
30	要求水準書	69	第8	2		(4)	イ	(イ)			食材調達支援業務	「食材調達支援業務」に必要な人数、時間をお教えいただけますか。	現行の中学校は、仕事量として平均1週間当たり2.5時間程度で2人を要しています。加えて、小学校では食数に応じた人数が見込まれます。	
31	要求水準書	69	第8	2		(4)	イ	(ウ)			検収補助業務	「検収補助業務」に必要な人数、時間をお教えいただけますか。	現行の中学校は、終日検収を実施する体制で仕事量として1日8時間程度で3人程度を要しています。加えて、小学校では食数に応じた人数が見込まれます。実施方法として配缶業務等の他の業務と兼務しても差し支えありません。	
32	要求水準書	70	第8	2		(4)	ウ	(ウ)			アレルギー対応食の提供	アレルギー除去食は7種類を当面考えており、その他品目についても医師の診断書により市が判断するところ、現時点での各アレルギー別の患児数の割合を教えてください	現在、アレルギー対応の給食を実施していないため、患児数の割合に関する資料はありませんが、平成23年度に対象小学校から報告のあったアレルギー対応を必要とする児童は、毎日弁当:6名、時々弁当:9名、献立により除去(アレルギーの個別情報提供により本人が除去):45人となっています。	
33	要求水準書	70	第8	2		(4)	ウ	(カ)			アレルギー対応食の提供	アレルギー食専用のランチジャー等により届けるとありますが、その先の食べる時は他の児童と同じ食器に移し変えて食べるなどの提案は可能でしょうか。	提案は可能です。	
34	要求水準書	73	第8	4		(1)					洗浄業務	中学校給食センターの洗浄機の稼働している時間帯を教えてください。	現在、午後1時から午後5時くらいまで稼働しています。	
35	要求水準書	73	第8	4		(1)					洗浄業務	中学校給食センターの既設洗浄機にて、小学校と中学校の食器を洗浄することも可と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書についての質問回答(第2回)No18回答をご参照ください。	
36	要求水準書	73	第8	4		(2)	イ				回収	第1回目の質問回答No.140にて、ご飯、果物はそれぞれ別々のビニール袋による回収との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
37	要求水準書	75	第8	5		(2)	(イ)				バイキング給食	バイキング給食は当日提供される小学校給食センターの献立に特別献立を加えるとのことですが、何品目程追加されるのでしょうか。	5品目程度を考えています。	
38	要求水準書	76	第8	6		(2)					基本的な考え方	配膳員のうち午前、午後通して勤務するものは学校にて給食を取することは可能でしょうか。	配膳員には「給食」の提供はしません。	

■ 要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
39	要求水準書	76	第8	6		(3)	ア				対象校の追加の考え方	要求水準についての第1回質問回答のNO.148及び149にて、提供対象校の追加等に伴う配膳員や運営備品の増加にかかる費用について、貴市の回答が「本提案の中に含めてください」となっておりますが、これは増加費用を事業者の負担とすることを提示されているのでしょうか、それとも費用負担者(市又は事業者)やその負担の考え方等について提案書に記載することを求められているのでしょうか。	前者ですので、提供対象校の追加等に伴う配膳員や運営備品の増加の提案にかかる費用については、入札価格に含めてください。	
40	要求水準書	77	第8	7		(3)	ア				配送・回収時間	給食開始時間のおおよそ45分前までに配送とありますが、資料19では、45分前までに到着して見えないものが見受けられます。”おおよそ”とは資料19に示される程度の範囲は許容されるという理解でよろしいでしょうか。	資料19については計画案のため、配送については受託者自らの技術や経験に基づいて実施されております。「おおよそ45分前」は、学校給食衛生管理基準の検食を踏まえた設定としてご理解ください。	
41	要求水準書									2	追加対象校	集約される学校がありますが、実施給食数をみると、食数が減る年度があります。配送対象校が減る可能性もあるのでしょうか。それとも児童生徒の減少予測のみの数値でしょうか。	食数が減る年度については、児童生徒の減少予測のみの数値です。  配送対象校については将来においての減少も考えられますが、本回答時において青森市教育委員会は平成24年4月から栄山小学校を泉川小学校へ統合する予定としております。正式決定は、平成23年第4回市議会定例会(12月)の議決後となりますが、これに伴い、要求水準書第1-5-1)施設要件表中対象校34校を33校へ訂正し、栄山小学校を添付資料のように修正します。  また、資料2-2「対象校の追加条件」に示したもののうち、A小学校については、平成24年4月から浅虫中学校に併置されることとなりました。A小学校分は浅虫中学校に配送・回収となります。  これらにあわせた提案としていただきますようお願いいたします。	要求水準書p3 資料2 資料2-2
42	要求水準書									6	卵処理室	・「仕分け後、専用の冷凍庫で食材を保管すること」とありますが、「仕分け」作業とはどのような作業でしょうか。  ・卵は翌日使用する分のみが納品されるのではなく、何日分かがまとめて納品されるのでしょうか。	・「仕分け後」を削除し、要求水準書を修正します。  ・卵は翌日分のみが納品されます。	
43	要求水準書									6	冷蔵庫(1)~(6)	(4)乳製品専用について「～室に隣接または近接させること」との記載がございませんが設置場所は事業者の提案として宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。	
44	要求水準書									6	冷凍庫(1)~(5)	(5)冷凍食品専用について「～室に隣接または近接させること」との記載がございませんが設置場所は事業者の提案として宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。	

■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
45	要求水準書									6	野菜上処理室	野菜上処理室を作業の効率性等を考慮し上処理コーナーとして提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書についての質問回答(第2回)No6回答をご参照下さい。	
46	要求水準書									10	②中学校給食センター	スプーン通しとフォーク通しの備考に、(洗浄機により適宜計画する)とありますが、中学校給食の洗浄機は貸与品ですので、洗浄機により適宜ではなく計画の必要があるのか、無いのかを御示下さい。	「(洗浄機により適宜計画する)」は「(既存の洗浄機に合わせて適宜計画する)」とし、要求水準書を修正します。 なお、中学校給食センターの現在の洗浄機は、日本調理機株式会社の食器洗浄機(DWX5-2NUSB-M)です。	資料10
47	要求水準書									10	②中学校給食センター	スプーン通しとフォーク通しの備考に、(洗浄機により適宜計画する)とありますが、計画の必要がある場合、中学校給食の洗浄機は貸与品ですので、洗浄機メーカー専用のスプーン通しなのか、一般流通品なのか、また参考の寸法を御示し願えませんでしょうか。	スプーン通しフォーク通しは、一般流通品とし、サイズは約23.5cmとします。 なお、要求水準書についての質問回答(第2回)No46回答もご参照ください。	資料10
48	要求水準書									10	②中学校給食センター	スプーン通しとフォーク通しの備考に、(洗浄機により適宜計画する)とありますが、計画の必要がある場合、中学校給食の洗浄機は貸与品ですので、洗浄機メーカー専用のスプーン通しが必要な場合は、市で購入・更新して頂くことはできないのでしょうか。	一般流通品としますので、事業者にて調達してください。 なお、要求水準書についての質問回答(第2回)No46,47回答もご参照ください。	資料10
49	要求水準書									10-2	バイキング用食器の種類と規格	要求水準書についての質問No.80についての回答で新たに加えられた添付資料ですが、数量の記載がありません。数量は各1枚(個・本)との理解でよろしいでしょうか。	80人程度のバイキング給食ができる数量で、事業者提案によります。	
50	要求水準書									12	設備等貸与一覧	現在中学校で使用しているコンテナは1台当り何クラス分の食器、食缶が収納可能でしょうか。	現在は、各クラスA・B2献立で、3クラス分です。	
51	要求水準書									13	献立	・釜調理に於ける汁物調理及び炒め物、煮物調理時の一人当たりの最大量、うどんやラーメン等の汁の一人当たりの最大量、和え物調理の一人当たりの最大量をお教え頂きたいをお願いします。 ・また、低学年、中学年、高学年で提供量に違いはございますか？	・前段については、1人当たり、煮物・汁物は220ml、炒め物・和え物は150グラム、うどん・ラーメンは330mlです。 ・後段については、提供量に違いがあり、3・4年を基準として、1・2年が1割減、5・6年が1割増です。	
52	要求水準書									13	献立	フルーツあんじん等のデザート類の開封や処理は、どの調理室にて行う想定とされていますか？	生食の果物等と同じ調理過程を想定しています。開封は、生食専用調理コーナーで行ないます。	
53	要求水準書									13	学校給食献立一覧表	果物類は、カット若しくはパック入られて直接学校に配達されるので調理施設での加工作業は無いと考えて宜しいでしょうか。	調理施設で、果物をカットして提供する場合があります。	



■要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
54	要求水準書									13	学校給食献立一覧表	カット柿・カットりんご等は特殊な加工を施しているのでしょうか。	製造業者等が特殊な加工をしています。	
55	要求水準書									14	使用食材の発注量	・カット長いも・たけのこ水煮(細切り)・(生)カットしめじ等、カットして納品される食材は一定の基準があるのでしょうか。 ・また、カットされた状態で納品される素材には、どのようなものがあるかをリストアップしていただくことは可能でしょうか。	・前段については、品質について一定の基準があります。カット物を使用するか生ものを使用するかについては献立、予算、作業により決定します。 ・後段については、カット食材に係る青森市学校給食用食品規格書を参加表明者に提示します。	
56	要求水準書									17	配膳員の勤務時間	エレベーター未設置中学校は今後設置する予定はあるのでしょうか。	現在のところ新たにエレベーターを設置する予定はありません。	
57	要求水準書									17	配膳員の勤務時間	今後学校給食センターに集約が予定される16小学校のエレベーターの設置状況をお教え願います。	平成26年度の小学校給食センター対象校以外の学校のエレベーター(小荷物昇降機)は、設置している小学校が油川小学校、合浦小学校、三内西小学校、新城中央小学校、佃小学校、筒井南小学校、堤小学校、浪打小学校、浪岡北小学校、浪岡南小学校、古川小学校、浪岡中学校です。 また設置していない小学校が大栄小学校、浪岡野沢小学校、本郷小学校、女鹿沢小学校となっています。	
58	要求水準書についての質問回答(第1回)	6								No2		ご回答の中で「学校単位で2つに振分けるため、食数は6000食ずつにはなりません」と記載がございますが、食数の差は、100食程度の誤差の範囲との理解でよろしいでしょうか。	平成26年度の小学校給食センター対象校の平成23年度における2つの献立の食数の差は923食となっております。A献立の学校、B献立の学校の振分は、学配業者も含めての協議が可能です。	
59	要求水準書についての質問回答(第1回)	17								No.118	業務内容	中学校給食センターの中で行うエネルギー管理業務において、記録はエリア毎にされていないとの事ですが、メーター等は既にエリア毎に設置されているとの認識でよろしいでしょうか。	メーター等は設置されていません。	
60	要求水準書についての質問回答(第1回)	21								No.146	配膳員の勤務時間	配膳員の勤務時間、人数について、要求水準書(案)についての質問回答No239回答(平成23年1月31日回答)と第1回要求水準書についての質問回答No146回答の関係性についてご教授ください。	配膳員の業務内容等について、要求水準書を修正しましたので、添付資料をご参照ください。	要求水準書p76
61	要求水準書についての質問回答(第1回)	23								No.169		ご回答の中で「…各レーンで処理…」とございますが、その日の食材や献立により使い分けは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
62	入札説明書等についての意見回答(第1回)	46								No.3	配送・回収時間	本件では、学校給食法で定められている「2時間給食」の中に、「食缶の45分前到着による時間」の45分間も含まれるのでしょうか。	含まれます。「おおよそ45分前」は、学校給食衛生管理基準の検査を踏まえた設定としてご理解ください。	

■ 要求水準書についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答	添付資料
63	入札説明書等についての意見回答(第1回)	46								No.3	配送・回収時間	<p>・食缶の到着時間について、45分前到着が原案のとおりとのことですが、これにかかる配送時間は1時間15分ということでしょうか。</p> <p>・また、当センターから最も遠い学校へは効率的な他校との共同配送が不可能となります。45分前到着の規定をはずしていただけないでしょうか。</p>	<p>・前段については、おおよそ1時間15分となります。</p> <p>・後段については、原案のとおりとします。</p>	
64	入札説明書等についての意見回答(第1回)	46								No.3	配送・回収時間	<p>積雪等、事業者では制御できない事情による食缶の到着時間の遅れに対し、免責としていただけるのでしょうか。</p>	<p>「事業者では制御できない事情」の内容によりますが、児童生徒が登校しているのに、給食が届かないということは認められません。また積雪については、青森市は特別豪雪地帯に指定されており、積雪は予見可能な現象に含まれますので免責とはなりません。</p>	

## ■様式集についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	5		3							記載要領	様式4-2全体計画説明書において、責任者の配置(人数・役職・常駐等)とありますが、「等」には「専任」を含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集									4-1	⑫食器・食缶等及び学校使用備品・諸室備品リスト	食器・食缶は本様式に記載したうえで、様式6-7にも記載するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集									4-10	SPC手数料	平成23年8月8日付け入札説明書についての質問回答において、「設計業務、建設業務、開業準備業務に分類できない事業者の初期投資等は、「v. その他」に具体的な費用を追加の計上すること」とありますが、SPC設立費用や融資組成費用は「v. その他」のSPC手数料の費目に計上することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	様式集	29								5-6	維持管理業務見積書	様式6-8運營業務見積書との分離が困難なSPC運営関連費用は維持管理見積書へ一括計上してもよろしいでしょうか？	事業者にて適切に判断してください。
5	様式集	33								7-1	事業計画説明書 (1) <市の支払総額>	合計金額の欄は千円単位での記載とありますが、千円未満を四捨五入で記載することでよろしいですか？	四捨五入せずに、千円の位の数値を記入してください。合計が合わなくても構いません。
6	様式集									7-5	長期収支計画書のLLCR	LLCRの計算対象となるローンは、金融機関からローンであって、株主等からの劣後ローンは含めないものと理解しておりますが、平成26年度に金融機関からローンを借入れる場合は、当該年度を基準年として(平成26年度の現在価値換算計数を1として)、計算することをお認めいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。LLCRは、借り入れを行う年度を基準年として計算してください。
7	様式集	35								7-5	長期収支計画書	借入金残高の対象は金融機関から借り入れる優先ローン(一時つなぎローンではなく長期ローン)の残高という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集	35								7-5	長期収支計画書	DSCR(各年)の計算対象は、金融機関から借り入れる優先ローン(一時つなぎローンではなく長期ローン)の元金金という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式集	35								7-5	長期収支計画書	LLCRの割引率は、金融機関から借り入れる優先ローン(一時つなぎローンではなく長期ローン)の金利を使用すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■様式集についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
10	様式集	35								7-5	長期収支計画書	備考1記載の、「本様式外で算出根拠を記載したもの」とはどのような場合を意図されていますでしょうか？	本様式外の他の様式で算定根拠(計算結果として示されるものも含む)を確認できるものを指します。備考1の意図は、他の様式で算定根拠を確認することができないものについては、明記していただくことを意図しています。
11	様式集	37								7-6	割賦料内訳書	事業契約案別紙11に記載のとおり、市は割賦元本に消費税及び地方消費税を加算して支払われますが、本様式では元本償還分及び元本残高の項目にはいずれも消費税及び地方消費税を含まない数字を記載すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■基本協定書(案)についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	条	項	号	(1)	ア	(7)	a	別紙	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書(案)	2	第4	2項							株式の譲渡等	コーポレートファイナンスで組成した場合でも、SPC株式への質権設定を行うこととなります。この場合、貴市が第2順位の質権設定となろうかと思いますが、債務者対抗要件、第三者対抗要件の具備はそれぞれが行うとの理解で宜しいでしょうか。	SPC株式への担保権設定は市の承諾が必要です。通常、事業者がプロジェクトファイナンスで資金調達を行った場合に市と事業者との間で直接協定で締結されますが、この直接協定で通常規定されるのと同等の条件が提示された場合には市はSPC株式への担保権設定を承諾し、市のために担保権設定することを免除することもあります。
2	基本協定書(案)	3	第6	4							デフォルト事由	基本協定書(案)についての質問回答No.7にて、基本協定書6条4項で乙の連帯債務となるデフォルト事由は、「本事業の入札手続きに関するものとは限りません」との回答がありました。この回答は、構成員のいずれかが、本事業の入札手続きに「全く関係の無いこと」でデフォルト事由に該当した場合にも、他の構成員が連帯して損害賠償債務を負うという意味にとれますが、間違い無いですでしょうか。 ある構成員が本事業の入札手続きに「全く関係の無いこと」でデフォルト事由に該当したことについては、他の構成員は事前を知るすべがなく、防止することもできないため、非常に厳しい規定になっていると懸念しています。	ご指摘に間違いありません。デフォルト事由が本件の入札手続きに関係のない場合、違約金支払い義務は発生しません。しかし、これにより市に損害が生じた場合であっても相手方に賠償請求できないという不合理な結果を回避する必要があります。また、各構成員は、直接間接を問わず他構成員を選択していることから、連帯責任を負うことも不合理ではなく、かかる損害賠償請求権を実効性あるものとするため必要な規定となります。
3	基本協定書(案)	4	第10	3							デフォルト事由	基本協定書(案)についての質問回答No.9にて、基本協定書10条3項で乙の連帯債務となるデフォルト事由は、「本事業の入札手続きに関するものとは限りません」との回答がありました。この回答は、構成員のいずれかが、本事業の入札手続きに「全く関係の無いこと」でデフォルト事由に該当した場合にも、他の構成員が連帯して損害賠償債務を負うという意味にとれますが、間違い無いですでしょうか。 ある構成員が本事業の入札手続きに「全く関係の無いこと」でデフォルト事由に該当したことについては、他の構成員は事前を知るすべがなく、防止することもできないため、非常に厳しい規定になっていると懸念しています。	ご指摘に間違いありません。デフォルト事由が本件の入札手続きに関係のない場合、違約金支払い義務は発生しません。しかし、これにより市に損害が生じた場合であっても相手方に賠償請求できないという不合理な結果を回避する必要があります。また、各構成員は、直接間接を問わず他構成員を選択していることから、連帯責任を負うことも不合理ではなく、かかる損害賠償請求権を実効性あるものとするため必要な規定となります。

■事業契約書(案)についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	条	項	号	(1)	ア	(7)	a	別紙	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	9	9条	1項	1号						契約保証金	平成23年8月8日付事業契約書(案)についての質問回答No.9において、本件工事期間における納付金額は施設整備の100分の10以上に相当する額、運営期間は年間委託料の100分の20以上に相当する額であるかについて、ご理解のとおりとありますが、事業契約書案の原文は、施設整備の100分の10及び年間委託料の100分の20の合計を事業契約成立から納付し、施設整備完了後、返還を求めることができるのみで、施設整備終了後も年間委託料の100分の20を納付し続けるという規定にはなっていません。今一度、ご確認を頂いた上で、事業契約書(案)の修正版を作成頂きますようお願いいたします。	第3号を「事業者は、整備期間満了後において、市に対し、施設整備費の100分の10に相当する契約保証金の返還を請求することができる。」と修正します。
2	事業契約書(案)	9	9条	1項	4号						契約保証金の返還留保	平成23年8月8日付事業契約書(案)についての質問回答No.12では、建設企業による保証が十分機能しない場合を想定し、留保規定を置いているとの回答がありますが、例えばどのような場合が、建設企業による保証が十分機能しないと判断されるのでしょうか？例示頂きたいをお願いします。	具体的、個別的な判断となりますが、建設企業が事実上の倒産状態にある場合などを想定しています。
3	事業契約書(案)	9	9条	3項							契約保証金(履行保証保険)	履行保証保険の保険期間について、平成23年8月8日付事業契約書(案)についての質問回答No.19では契約成立日から引渡予定日、質問回答No.20では事業期間(契約成立日から事業終了のH41年3月)までとなっております。どちらが正しいのか明示ください。	事業期間となります。本回答をもって第1回質問回答No.19を訂正します。
4	事業契約書(案)	9	9条	3項	2号						契約保証金	平成23年8月8日付事業契約書(案)についての質問回答No.20では、事業者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したときについては、保険期間を整備期間、保険金額を施設整備費の10%とし、第1号及び第3号に比して、条件が緩和されているのはなぜでしょうか？	第2号は、整備期間のみを想定した規定であるからです。
5	事業契約書(案)	9	9条	3項							契約保証金	平成23年8月8日付事業契約書(案)についての質問回答No.20から、第1項及び第3項の履行保証保険による場合は、保険期間が事業期間(約22年)となっております。保険会社に確認したところ、そのような保険商品は存在しないとのことでした。PFI事業での契約保証金の免除措置は、一般的に、履行保証保険を整備期間中に付保することで良いとされております。履行保証保険の保険期間を施設整備期間とすることについて、再度ご検討をお願いしたく存じます。	本事業は、建設一時支払金の比重が大きいが想定されるため、維持管理期間にも保証を求めるものであることから、事業契約書(案)のとおりとします。なお、事業契約書(案)についての質問回答(第1回)No.20回答は、「期間は事業期間」です。

■事業契約書(案)についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	条	項	号	(1)	ア	(7)	a	別紙	項目名	質問の内容	回答
6	事業契約書(案)	9	9条								契約保証金	運営期間中の契約保証金の全部又は一部の納付にかえて、履行保証保険を付保する場合、保険期間は運営開始日から事業終了日までと理解しておりますが、保険の付保は1年ごとに更新する扱いをお認めいただけますでしょうか。	認めます。
7	事業契約書(案)	9	9条	1		(1)					契約保証金	・事業契約書(案)についての質問回答9の後段の回答から、整備期間では施設整備費の100分の10以上、運営期間では委託費の100分の20以上が必要な納付金額でしょうか？それとも運営期間は施設整備費の100分の10以上及び委託費の100分の20以上の”合計額”の納付が必要なのでしょうか？  ・上記の場合の契約保証金免除となる履行保証保険の保険金額は納付必要金額と同じと考えればよろしいでしょうか？	・前段については、合計額を納付してください。なお、事業契約書(案)についての質問回答(第2回)No1回答をご参照ください。  ・後段については、ご理解のとおりです。
8	事業契約書(案)	9	9条	3		(1)					契約保証金	履行保証保険の保険期間について、事業契約書(案)についての質問回答19で保険期間は契約成立日(議会承認日)から引渡予定日までとのご回答の一方、同20では事業期間とのご回答でした。 保険期間はどちらも選択可能で、選択結果により免除される金額が変わってくるという理解でよろしいでしょうか？	事業契約書(案)についての質問回答(第2回)No3回答をご参照ください。
9	事業契約書(案)	35	66条			(2)					損害賠償	運営・維持管理期間の履行保証保険は長期に亘る一括契約は困難なため、1年ごとの更新でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約書(案)	35	66条			(2)					損害賠償	・運営・維持管理期間の違約金は、プロジェクトファイナンスによる場合、事業年度およびその翌年度の10%となっておりますが、費用が過大だと考えます。事業年度の1年分ということで再考願えないでしょうか。  ・また、運営業務、維持管理業務、厨房設備業務、配送業務を複数の企業が分担して行う場合、それぞれの担当業務に対する費用の10%にするということで再考願えないでしょうか。 即ち、運営・維持管理業務のうち、当該業務のみ10%が課せられるとの理解でよろしいでしょうか。	・前段については、事業契約書(案)のとおりとします。  ・後段については、事業契約書(案)のとおりとします。

■事業契約書(案)についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	条	項	号	(1)	ア	(7)	a	別紙	項目名	質問の内容	回答
11	事業契約書(案)	35	66条	1項		(2)					損害賠償	貴市で想定されているプロジェクトファイナンスとはどのような条件を指すのか、またLOIの文面にプロジェクトファイナンスであるか否かを記載する必要があるか、ご教示願います。	債務の弁済について、第三者による保証(株式による物上保証を除く。)がなく、SPC株式、サービス購入料債権及び事業契約上の地位について、金融機関を担保権者とする担保権が設定され、これら担保権が有効な第三者対抗要件を具備し、かつ、市と金融機関との間で直接協定を締結することを想定しています。 また、LOIへの記載をお願いします。
12	事業契約書(案)	35	66条	1項		(2)					損害賠償	貴市ではプロジェクトファイナンスのもつ、事業安定性への効果を期待しておりますが、具体的には、金融機関側のモニタリングを期待しているとの理解で宜しいでしょうか。	民間資金の活用や金融機関側のモニタリングを含め、本事業に想定外の第三者による関与を防止することを期待しています。
13	事業契約書(案)	35	66条	1項	2号						損害賠償	前回の質問回答では、プロジェクトファイナンスの持つ事業安定性への効果を重視した結果として、プロファイの場合はそれ以外の場合と比べて損害賠償金を2分の1にされたとのことですが、民間事業者がプロファイで資金調達する金額と比較して、当該損害賠償金額は、なお過大だと思います。プロファイにより資金調達する場合は、契約保証金を「年間の委託料の100分の10以上」、損害賠償金を「解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額」と、変更いただけませんか。	事業契約書(案)のとおりとします。
14	事業契約書(案)	35	66条	1		(2)					損害賠償 引渡日以降に解除された場合	プロジェクトファイナンスによる資金調達は金融機関から借り入れる優先ローン(一時つなぎローンではなく長期ローン)が対象で、構成員からの借入等他の借入が存在していても同様の考え方でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	49								7	事業者が付保する保険	借用不動産に対する所有者(青森市)への賠償責任保険の補償範囲は火災・破裂・爆発に限るとの理解でよろしいでしょうか。それとも水災や破損等、その他の偶然な事故に対しても所有者(青森市)への賠償責任の補償範囲に含めるのでしょうか。	事業者帰責による施設の損傷を想定しています。偶発的であって事業者に責任のない損傷まで補償範囲に含める趣旨ではありません。



■事業契約書(案)についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	条	項	号	(1)	ア	(7)	a	別紙	項目名	質問の内容	回答
16	事業契約書(案)	49								7	建設工事保険	建設工事保険の保険金額が再調達金額となっておりますが、再調達金額とは建設工事及び厨房設備工事の請負金額と理解してよろしいでしょうか？ 建設工事保険の目的は、工事目的物の損壊ですので、設計費やその他初期投資相当額を保険金額に組み込むことはできても、保険金は工事目的物の範囲でしか、支払われませんので、この点を踏まえ、ご回答御願います。	ご理解のとおりです。
17	事業契約書(案)	49								7	普通火災保険	普通火災保険は、小学校給食センターと中学校給食センターと両方に付保するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	事業契約書(案)	50				1				8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合整備期間	第1回質問回答No81の回答について、支払われた保険金は、まず事業者の負担額に充当され、事業者負担額を超過する部分を市の負担分に充当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
19	事業契約書(案)	50				2				8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合整備施設の引渡日以後	第1回質問回答No83の回答について、支払われた保険金は、まず事業者の負担額に充当され、事業者負担額を超過する部分を市の負担分に充当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	事業契約書(案)	56				3	(1)			11	サービス購入料の改定	割賦料金利の金利計算期間は、当該残高元本に対して年率を乗じて、1/4とする方法としておりますが、SPCの調達金利についてもこれに準拠する必要があるか、ご教示願います。	SPCの調達資金の償還方法については、特に指定しません。
21	事業契約書(案)	58				1				12	サービス購入料の減額の基準と方法	委託料はモニタリングの結果、減額若しくは停止されることがありますが、割賦料はモニタリングの結果に関わらず、事業契約が解除されない限りは支払が継続されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市に、SPCに対する債権が生じた場合には相殺することもありますのでご注意ください。
22	事業契約書(案)についての質問回答(第1回)	36								No.24	事業者による竣工検査等	「事業者による竣工検査」は「法令の竣工検査及び市による完了確認」の前に行われるものと理解しています。よって時系列上、「事業者による竣工検査」の時に検査済書の提出は不可能です。この書面の提出方法をご教示願います。	第28条の第4項の規定する検査済証は第1項の規定する検査後直ちに提出してください。

■事業契約書(案)についての質問回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	条	項	号	(1)	ア	(7)	a	別紙	項目名	質問の内容	回答
23	事業契約書(案)についての質問回答(第1回)	42								No.78	事業者が付保する保険	<p>・「社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済」に加入予定とのことですが、同様に火災保険を付保しても補償が重複するため、当方で加入する必要があるのは、借用不動産(当該給食センター建物)に対する所有者(青森市)への賠償責任保険との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・その場合、保険金額は建物と同額まで設定する必要がありますでしょうか(例えば5億円等、任意の限度額設定でもよろしいでしょうか)。</p>	<p>・前段については、火災保険の付保と同等の効果のある提案として認めます。</p> <p>・後段については、ご指摘の場合には、建物と同額まで設定してください。</p>
24	事業契約書(案)についての質問回答(第1回)	42								No.85	割賦料	<p>「割賦料は、施設の建設業務の一部(備品等の調達・設置に係るもの)及び開業準備業務等の対価に対し、～」と回答頂いております。資料10及び資料10-2の運営備品調達は割賦料としてお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>運営備品は委託料として支払われます。</p>

■入札説明書等についての意見回答

【第2回】平成23年9月30日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	38	第5	2		(2)	イ	(エ)			食器類	食器類については、事業期間内に2回、すべてを更新することとありますが、使用頻度や運営手法によって事業期間中に1回の更新で賄える運営を目指すことで事業費の節減に寄与できることもあると思います。食器類の更新については事業者の提案として頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
2	要求水準書	66	第8	1	(9)	ア					セルフモニタリング	「要求水準の各項目に対応して、サービスが要求水準に合致しているかを確認する基準を設置すること。」とありますが、そもそも要求水準とは基準(水準)が示されているものですので、要求水準とは別に事業者が「基準」を独自に設けることは事業遂行上問題が生じると懸念します。また、「全ての基準は合致しているか否かで判断できるように設定すること」とありますが、そもそも合致しているかどうか発注者が判断出来ない要求水準が設定されているとすれば、事業者にとっても提案及び業務履行が困難になります。したがって、本項については、「ア 要求水準の各項目に対応して、サービスが要求水準に合致しているかを確認すること。」とし、イについては削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	事業契約書(案)	28	第53条	第3項							モニタリング	第1項において「市は、自らの責任及び費用負担において、…モニタリングを実施する」とある一方、第3項で市は事業全体の責任負担を放棄することを規定していることは、矛盾していますので第3項は削除して頂けないでしょうか。少なくとも、市がモニタリングにより、事業者の履行を確認している行為は、事業責任を負っていることに他ならないと考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。